

申請から認定まで

サービスを利用するためには、播磨町の窓口にて申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになります。

1 認定申請

介護保険の利用を希望するときは、播磨町の窓口にて申請してください。

申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証 (第2号被保険者の場合)

申請書には、意見書を求める主治医の氏名、医療機関名を記入します。申請の前には主治医に相談してみましょう。
※主治医がない場合は窓口にご相談ください。



2 認定審査

申請をすると、訪問調査や主治医意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

● 訪問調査

心身の状態を本人、家族から聞きとります。調査項目は国が定めた全国共通の内容です。



● 主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患や、介護の必要性などについて、記載を受けます。

● 一次判定 (コンピュータ判定)

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力します。

● 二次判定 (介護認定審査会)

訪問調査や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



要介護状態区分

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、介護保険のサービスによって生活機能が改善する可能性の高い方などです。

非該当 (自立)

生活機能の低下により、今後、要支援状態などへ移行する可能性が高い方の場合は地域支援事業を利用できます。
介護サービス (介護予防サービス) は利用できません。

介護サービス (介護給付)

を利用できます
居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



介護予防サービス (予防給付)

を利用できます
播磨町地域包括支援センターで、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。



介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます
介護が必要とならないために、65歳以上の方を対象に、播磨町が実施します。

